

平成30年度（2018年度）—第16期—
社会福祉法人 ころの窓 事業計画

- 法人事業計画
- 施設系サービス
 - 生活介護事業（介護給付事業）
 - 就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）
- 居宅系サービス
 - 共同生活援助事業（訓練等給付事業）
- 障害児通所支援事業【児童福祉法】
 - 放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）
 - 児童発達支援事業（障害児通所給付事業）
- 相談支援事業
 - 特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）
 - 障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）
- 短期入所事業
 - 短期入所事業（介護給付事業）
 - 日中一時支援事業

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

障がい者通所施設	青い鳥
共同生活事業所	ヴィラージュあゆみ ヴィラージュあまね
障がい児通所施設	青い鳥初芝教室
相談支援事業所	青い鳥
短期入所事業所	ショートステイあかね

1. 「すごうホーム」開所

平成30年5月、「すごうホーム」（定員5名）が堺市美原区菅生でオープンします。平成29年度社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助を活用し、法人所有物件としては3軒目のホームとなります（土地は賃貸）。資金計画については、総事業費74,965,800円に対し上記補助金の国庫補助が31,419,000円、借入金は17,000,000円を見込んでおります。

「すごうホーム」のオープンにより全ホームで利用定員が54名に達します。平成26年度に策定した「グループホーム事業7か年計画」でのホーム利用者数60名の目標が、いよいよ現実味を帯びてきております。

先期における事業計画では、「すごうホーム」は第一期工事（利用定員5名1棟）と第二期工事（利用定員5名1棟）の二段構えをとり、同一敷地内で最終定員を10名規模とする計画でした。しかし、今春、利用者の高齢化・重度化に対応する新たなグループホームの形として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されるなど、福祉行政において新しい施策が打ち出されているため、今後の福祉施策の動向をつぶさに見守りつつ、第二期工事については一旦白紙に戻し、利用者、家族のニーズにより合致した事業を検討していきます。

2. 「青い鳥」土曜日開所の体制強化

平成30年度、通所施設「青い鳥」は課題であった土曜日の送迎体制の完全確保を実際のものとし、土曜日のサービス利用を希望するすべての利用者を受け入れます。

昨今の障がい福祉施策においては、家族の高齢化による家庭の介護力低下、利用者本人の高齢重度化への対応が緊急の課題とされているところですが、青い鳥でも年々、土曜日までの週6日のサービス利用を希望する家庭が増えています。これらニーズの高まりを受け、青い鳥では平成27年度下半期よりスタッフの確保を進めつつ、でき得るところから土曜日の受け入れ増を図ってきました。しかし、これまでは送迎体制を平日並みに確保する人員体制を敷くことに難があり、ニーズ充足には程遠い試験的な運用に留まっていました。また、常勤スタッフが基本的に同じ顔ぶれで毎日支援を行う週5日制から、平日にシフト休のスタッフが増える週6日制への移行は、特に環境変化に敏感な重度者支援において大きな影響があると考えられ、各利用者に対する支援スタッフの複数担当制を導入、深化させるための期間を設けてきました。

福祉人材の確保難が深刻化する中ではありますが、試験運用開始より2年半の歳月を経て、土曜日の全面開所に対する準備が十全に整ったと判断し、希望者すべての受け入れを行います。

3. 「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」への参画深化

大阪府社会福祉協議会・同社会福祉施設経営者部会・同各施設種別部会では、社会福祉法人の使命として、制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える人々のニーズに応える「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」を平成27年度から展開しており、当法人も趣旨賛同し28年度より一部事業参画しました。とは言え、自事業の急展開もあり、28年度は法人として人的貢献は困難であると判断し、社会貢献基金（特別部会費）の拠出での参画に留めました。この拠出金は上記事業を実施するための財源（制度の狭間の生活困窮を支援する「経済的援助（現物 給付）」ならびに社会貢献支援員の配置費用等）となる

ものでした。29年度は地域貢献へ向け、段階を経て、地域の総合生活相談を担う「コミュニティソーシャルワーカー」（総合生活相談員 CSW）養成、配置を可能にらしめたので、30年度以降、生活困窮レスキュー事業への展開に期すところです。

4. 「堺市緊急時対応事業」への参画

平成28年度末までの事業として実施され当法人も参画してきた「安心コールセンター」に緊急時の駆け付け機能がなかったことから、堺市は29年度事業として駆け付け機能を付加した標記の緊急時対応事業を導入しました。「安心コールセンター」と異なり、市内の各ショートステイに夜間・休日祝日のコールセンターを設置し、対象者を事前登録制で限定して実施されました。当法人では、緊急時のコーディネートと受け入れを「ショートステイあかね」が、駆け付けを「青い鳥」が担っています。平成30年度も引き続き当該事業に参画していきます。

5. 「堺市障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）」への参画

「堺市障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）」について、平成29年度まで実施機関が6事業者であったところ、平成30年度から1事業者が追加となり、堺市による募集選定の結果、当法人が実施機関として指定されました。

当該事業は、障がいのある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため、市の指定実施機関が訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行うというもので、当法人では主として青い鳥初芝教室が担当することとなります。

また、標記事業とは別に、堺市では障がい児を支援する通所事業所の急増を受け、事業者のサービスの質を担保していくひとつの仕組みとして、30年度開始予定の「堺市障害児通所支援事業者育成事業」が準備されています。この事業では、指定された事業者が各通所事業所の抱える療育支援上での課題に対し、相談・援助を行い、障がい児と家庭を支える福祉資源の質向上を目指します。当法人は40年近い療育事業の実績を持つ事業者として当該事業への参画を前向きに検討します。

6. 人材確保にかかる新卒採用へのシフト

今後も積極的な事業展開を行う方針を堅持する福祉事業者として、それを担う人材確保は最重要課題となります。これまで事業拡大の都度、スタッフ募集を行ってきた形態から、今春より一部の募集を新卒採用に切り替え、世代をつなぐ支援体制の確立を目指しております。平成30年度新卒では1名の入職を予定しております。

福祉業界の人材確保難は周知の事実であり、事は簡単ではないと考えています。慢性的な職員不足に悩む事業所も少なくありません。その中であって、当法人では以前から資格取得の推進、時間外労働の減、有給休暇取得率の向上、育児・介護による時短勤務の承認等、労働環境整備に積極的に取り組み、現場に浸透させてきました。これらは、人材移動が活発な業界にありながら職員定着に寄与してきたものと自負しており、結果、昨今では運営や職員個人に大きな負荷のかかる労働力不足に陥ることなく、新規事業を軌道に乗せることもできています。この「やりがい」「働きやすさ」を前面に、良質の若い人材を確保していきたいと考えています。

方途として、新卒採用の求人募集を積極的に行うため平成 29 年度より就職情報サイトに企業登録するとともに、インターンシップ（就業体験）制度を採用し、学生の希望があれば積極的に受け入れております。また、教職課程での介護等体験希望があれば、これも積極的に受け入れていきます。法人の存在自体を一般の学生や大学に知ってもらう機会を多く作り出すことが、今後の新卒採用につながると考え、広報に力点を置いていきます。

7. 職場におけるハラスメントの防止

労務環境の更なる向上のため、平成 29 年度末に法人全体においてハラスメントに関する職員アンケートを実施しました。今年度はこれらアンケートの結果を踏まえ、すべての職員にとってより働きやすい、より働き甲斐のある職場づくりを進めて参ります。

ハラスメントは職場の人権意識と密接に関係しており、特に福祉職場では一層の感度が求められます。本アンケートの回答内容を精査するとともに、世代間の温度差が少なからず存するハラスメントに対する感覚を、一人ひとりが現在の社会通念に照らし自省する機会としていきます。

8. 法人施設敷地内の全面禁煙

健康増進法の趣旨に賛同し、利用者や職員の受動喫煙を完全に防ぐことを目的に施設敷地内全面禁煙を内外に広報していきます。現在、禁煙に至っていない利用者の住まわれる2住居以外の当法人施設すべてが大阪府の「全面禁煙宣言施設」に登録されています。今初夏オープンの「すごうホーム」も登録手続きを進めることとなります。また、禁煙にトライする職員については、一定の要件を満たせば禁煙外来にかかる諸費用を全額法人が支給し、資金面で応援します。

東京オリンピックを控え、厚生労働省を中心に法整備の議論が進んでいるところですが、障がい児者、職員の健康を守る立場として、政治的な落としどころに左右されることなく、法人全体で禁煙に取り組んでいきます。

9. 利用者の健康増進に関する取り組み

本年 10 月、法人初の事業所である「青い鳥」が開所して 15 周年を迎えます。現在も、利用者の多くが開所当時から通所されている皆様で、この間、加齢とともに活動量の低下などから健康に関する課題が日増しに重くなってきています。

この状況に、法人としては何らかの取り組みの必要性を感じており、ご家庭やグループホームと情報を交えながら、「青い鳥」の日々のプログラムに加える健康増進にかかる取り組みを模索していきます。

10. その他 前年度より継続する重要案件

- 法人広報活動の拡充 … ホームページ、機関紙による継続した情報発信
- 人材確保と職場定着、人材育成 … 新人教育及び研修制度の充実と有資格者の増
時短勤務者、パート勤務者に対する研修時間の確保
- 労務管理の適正化 … 労働時間の把握、管理と業務負担の平準化、有給休暇取得率の向上

平成30年度（2018年度） 事業計画

● 施設系サービス

生活介護事業（介護給付事業）

就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい者通所施設

青い鳥

1. 施設系サービス利用者に対する支援方針【生活介護・就労継続支援】

①定員規模

前年度同様、青い鳥が30年度に実施する障害福祉サービス事業は、生活介護事業及び就労継続支援事業B型の2事業です。それぞれ利用定員は生活介護事業が70名、就労継続支援事業B型が30名で、事業所全体としては定員100名の多機能型事業所です。

②個別支援

サービス提供にあたり個々の利用者の希望に寄り添い、「生活面（主に日常動作、生活習慣）」「作業面（主に生産活動）」「社会面（主にコミュニケーション活動・対人関係）」等の視点からニーズに応える支援を展開します。

生活介護事業では、「利用者が事業所に安心して通所でき、安定して過ごす」こと、「利用者が本人に合ったコミュニケーション方法を得て、意思を表出する」こと、「利用者が自己決定し、自発的・能動的に活動する」ことをサポートしていき、社会の一員として自己肯定感を高め、豊かで生きがいのある生活を目指していきます。

就労継続支援B型事業では、特に就労訓練、生産活動の支援において、個々の要望や特性に合った活動（治具の使用も含む）を提供することで、利用者が取り組める作業の幅を広げ、日々、「やりがい」や「達成感」を持ち、いきいきとした生活の実現を目指していきます。

サービス管理責任者並びに担当支援員は本人及びその家族等のニーズを分析・検討し、前期支援期間のモニタリングを踏まえたうえで6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人や家族等の同意を得てサービスを提供します。また、実施したモニタリングについても報告書を作成し、本人や家族等にお渡しします。

③日中活動

利用者の日中活動には作業活動や創作活動、運動、ウォーキング、レクリエーション等のプログラムを用意します。作業内容は製菓作業や昼食の配膳作業、清掃業務、そして企業からの請負作業、リサイクル関係（新聞回収、アルミ缶回収）等となります。

◎製菓事業の取引先企業は以下の通りです。

上島珈琲貿易(株)、(株)公益社、森のキッチン、パッセイオン鉄砲町店

◎請負作業の主な取引先は以下の通りです。

奥野晴明堂、アサヒサイクル(株)、中谷金属工業(株)、前田物産(株)、栄プラスチック(株)、下野紙器(株)、和新工業(株) ほか

④工賃向上

就労継続支援事業B型利用者の工賃向上を目指し、大阪府工賃向上計画支援事業に参画、工賃引き上げ計画を作成・実施します。今年度も工賃の支給規程に変更はなく、取り組む作業活動により2段階の工賃設定としています。製菓事業、給食サービス事業、清掃サービス事業は時給250円、その他企業からの請負作業等は時給150円となります。

利用者への工賃支払額がおおよそ既定されることで、職員の作業指導の意識や質の向上を図り、利用者とともに工賃向上への意欲を共有していきます。

今年度も大阪府の平均工賃額を上回る金額を利用者に支給することを目標として掲げ、達成を目指します。

⑤土曜開所（土曜活動の内容見直し）

平成30年度より、祝日や長期休暇、職員会議日を除いた残りすべての土曜日について、平日同様の送迎利用ができるよう体制を強化します。これにより、施設利用できる方が自己通所者やグループホームと青い鳥間の送迎利用者のみに限られてきたこれまでの登録制での土曜利用を発展的に解消し、土曜日も通常の通所サービス提供日としていきます。

土曜日が平日同様の事業所運営となるため、希望者が月1回、第1、第3土曜日に分かれて参加してきた体験型プログラムを主とした土曜活動「わいわいサタデー」は終了し、その代わりに「わいわいサタデー」のようなプログラムを平日実施に移行していきます（仮称：わいわい活動）。体験型のプログラムを平日に実施することで訪問先の混雑が回避できる、青い鳥の利用者全員がプログラムに参加できる、などのメリットが考えられます。

これまでの土曜活動と同じく、生活介護においては、社会のルール・マナーを学ぶ、集団活動に慣れる、円滑な対人関係を築く、など、社会適応的な振る舞いを身に付けることを意識しつつ、「余暇の充実」「楽しみ」を目的とした支援の方向性を持ち、就労継続支援事業においては、利用者自ら外出計画を立案するなど主体性を重視した「社会体験の増進」を目指し、各活動班で実施していきます。

⑤高齢期や重度重複障がいのある利用者への支援

多様化する利用者の状況に対応するため、高齢期や重複障がいの利用者に対し日中をより充実して過ごすことができる空間や活動の提供がどうあるべきか検討することを班運営の主目的の一つに据える活動班を立ち上げています。支援員間で情報を共有しながら高齢福祉やリハビリテーションの視点を学び、それらを障がいのある方々への支援にいかについットさせていくか、方途を見出していきます。

昨年度からは看護職員を増員することで月曜日から土曜日まで開所日には看護職員を常時配置しています。また、特に加齢に伴う利用者の身体状況の変化を注視し、作業療法士、理学療法士等の専門職種配置についても、検討を重ねていきます。

⑥健康管理

・健康診断

通所事業では健康診断を年1回実施します。健康診断を委託する医療機関は耳原総合病院（堺市堺区協和町4丁465 TEL 072-241-0501）です。

今年度も引き続き利用者の加齢を考慮し、検査内容の充実を図るため、血液検査の項目内に腎機能検査を追加します。

肥満は成人病との関係が大きいこともあるため、体重管理が必要な方には毎月1回の

体重測定を実施、支援に役立てます。

- 口腔ケア

口腔ケア管理を委託する医療機関は丹田歯科医院（堺市南区晴美台 3-1-7 TEL072-297-2883）です。

当施設でも口腔ケアは健康管理の重要な柱と位置づけています。ただ、保険診療では異なる歯科医療機関での同一診療を認めておらず、今年度も歯科検診・歯石除去・歯科治療に関しては希望者のみとし、より実践的な取り組みとして少人数の利用者グループで実際に歯科医院に出かけて受診します。

また、日々行っている食後の歯磨きについては支援が必要な方には担当職員によるブラッシングケアを実施するとともに、通所利用者全員を対象とした看護師によるブラッシングケアを週 1 回行い、歯周病、虫歯予防に努めます。

年度初めには保険診療外で年一回すべての利用者の口腔状況を検診する取り組みも続けます。

- 服薬管理

日々の服薬については必要に応じて事業所で管理します。

- 医療相談

利用者支援にかかる医療相談を委託する医療機関は木村医院（堺市中区大野芝町 242-2 TEL 072-237-5000）嘱託医木村彰男医師です。

木村医師の施設定期訪問時（毎月、第 1 木曜日予定）に支援員、看護師が医療面のアドバイスを受け、支援に役立てます。

⑦行事・施設外活動

生活介護事業では、社会のルール・マナーを学ぶ、集団活動に慣れる、円滑な対人関係を築くなど、社会適応的な振る舞いを身に付けることを目的に、小集団や大集団での外出の機会を設けます。また、研修旅行（一泊、日帰り）等の施設外活動を含む様々な行事に参加する機会を設けます。

就労継続支援事業では、主に就労訓練を目的とした社会体験活動のプログラムを実施します。具体的には、宿泊を伴う研修旅行や日帰り研修旅行等のプログラムを提供していきます。各活動ともに、企業で働く方々を身近で見たり、話を聞いたりすることで利用者の就労に対する意識・意欲の向上を目的とした内容であったり、公共の交通機関の利用法、社会資源の活用法、金銭管理、社会性(マナーなど)の習得・向上などの個別のニーズに寄り添う内容とします。

2. 行事・クラブ活動【生活介護・就労継続支援】

(ア) 行事

30 年度の主な行事は以下の通りです。

実施予定	内 容
平成 30 年 4 月	誕生日会 民謡 ミュージックケア 手話
平成 30 年 5 月	誕生日会 研修旅行(一泊)
平成 30 年 6 月	誕生日会 健康診断 わいわい活動 民謡 手話 ミュージックケア
平成 30 年 7 月	誕生日会 七夕 民謡 ミュージックケア 手話 わいわい活動
平成 30 年 8 月	誕生日会 大掃除 ミュージックケア 手話 わいわい活動
平成 30 年 9 月	誕生日会 民謡 ミュージックケア 手話 わいわい活動
平成 30 年 10 月	誕生日会 ハロウィン ミュージックケア 手話 わいわい活動
平成 30 年 11 月	誕生日会 青い鳥まつり 民謡 手話 外出活動
平成 30 年 12 月	誕生日会 クリスマス会 大掃除 ミュージックケア 手話 わいわい活動
平成 31 年 1 月	誕生日会 初詣 新年会 ミュージックケア 手話 わいわい活動
平成 31 年 2 月	誕生日会 民謡 ミュージックケア 手話 わいわい活動
平成 31 年 3 月	誕生日会 民謡 ミュージックケア 手話

※カラオケ、DVD 鑑賞は班毎で実施します。さをり織りは月 1～2 回程度実施する予定です。

3. 防火管理（防災訓練）【生活介護・就労継続支援】

避難訓練を隔月 1 回ペース基本で設定します。また、年 2 回は所轄消防署を招いての立会い訓練（自衛消防訓練）と防災教育を実施することとします。

実施予定	内 容
平成 30 年 4 月	自主避難訓練
平成 30 年 6 月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
平成 30 年 7 月	自主避難訓練
平成 30 年 9 月	自主避難訓練
平成 30 年 11 月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
平成 31 年 2 月	自主避難訓練
平成 31 年 3 月	自主避難訓練

4. 職員研修【生活介護・就労継続支援】

利用者に真に豊かで潤いのある生活を保証するためには、常に利用者の人権、プライバシー及び自己決定権を最大限に尊重し、さらに自立支援、権利擁護の考え方を確実に習得しなければなりません。利用者の権利擁護や尊厳保持、障がい全般にわたる知識や実際の支援技術の向上を目指し、具体的には以下の 6 つを研修目的の柱としています。

- ①障がい福祉に携わるものとしての人権観育成
- ②現在の福祉において重要視されている理念の理解

- ③知的障がい、精神障がい、身体障がい、生活習慣病ほか、個別支援を組み立て、実施する上で必要となる障がい特性や疾病特性の理解
- ④具体的な支援アプローチの知識やスキルの獲得
- ⑤利用者に関する発達段階、欲求段階を判断するための知識獲得
- ⑥感染症への対応、防災の知識獲得など安全対策

(新人教育)

新人職員(正・準職員)は担当班に配属される前に担当班以外の班で実習を行います。担当班以外の職員や利用者と交流する機会や各班の特色を学ぶことができます。

実習と同時に定期的にヒアリングを行い、新人職員の心身の状況や支援の理解度等を確認めます。ヒアリングを通じ実習内容の点検・改善を図り、個々の新人職員に合った実習を行います。また、新人職員への勉強会(法人理念や歴史、基本的なルール・マナー、利用者との関わり方等)を行います。

(内部研修)

職員が自身の担当班以外の班を見学する内部研修を試みます(普段の支援に影響を及ぼさない程度に見学します)。他班の利用者特性や他班の取り組み・活動内容を知る機会や職員間交流の機会を得ることができます。

上級職のリーダーシップの下に現場を中心とした全職員が福祉の理念・知識・技術をより深く理解、獲得していくことを目指すため、職員が講師を務める内部研修(事業体研修)を月1回程度実施していきます。講師を務める職員は活動班の上級職が務めます。24年度より研修テキストとして全職員に配布している「はじめて働くあなたへーよき支援者を目指してー」、「知的障がいのある方を支援するための行動規範～支援の専門職としての道しるべ～」(ともに「財団法人 日本知的障害者福祉協会」発行)の2冊からトピックを選びだし、利用者のケースに沿った内容で内部研修を展開していきます。

また、外部講師による交通安全講習を年2回(依頼先: あいおいニッセイ同和損保大阪府警察)、心肺蘇生やAEDの使用ができることを目標とした救急救命講習を年1回(依頼先: 堺市消防局)開催します。さらに看護師、歯科医師、嘱託医による専門研修もそれぞれ年1回実施し、医療、看護面からの学習機会も重視します。

加えて、29年度において堺市消防局による普通救命講習の指導者養成講習会に職員2名を派遣しました。当該職員は「応急手当普及員」資格を取得し公的に救命講習を行うことができるため、法人内研修での活躍が期待できます。この資格は3年度ごとの更新制となっています。

その他、勤務時間帯の都合により施設内部の研修に参加が難しい非常勤職員(パート職員)や育児・介護短時間勤務職員に対しては、3組に分けて月1回の会議を行い、その中でサービス管理責任者(主任)等が理念・知識・技術についての研修を実施する体制をとることで現場全職員を対象とした研修システムを構築します。

(外部研修)

他法人へ見学依頼を行い、他法人での支援や取り組みについての学習する機会を設けます。

外部研修では派遣する職員が偏らないよう配慮し、職種毎に必要な研修に参加します(各職員、最低でも年1回は外部研修に参加し、班会議等で伝達研修を行います)。毎年、職員を参加させている研修として「てんかん基礎講座 主催：社団法人日本てんかん協会」、「自閉症・行動障害セミナー 主催：京都府自閉症・行動障害をめぐる研究会」、「さかい発達障害セミナー 主催：社会福祉法人堺市社会福祉事業団」「感染症予防に関する研修」等があり、平成30年度も参加します。また、研修に派遣された職員による伝達研修は必ず行うこととします。虐待防止・権利擁護研修やサービス管理責任者研修、相談支援従事者研修など、行政機関が主導するものについては可能な限り多くの職員に機会を与え、職員の意欲向上、支援の質向上に役立てていきます。

今年度も職員の資質向上、キャリアアップが目的である大阪府社会福祉協議会主催のキャリアパス対応の生涯研修課程を受講します。コミュニケーションスキルアップ(新人・中堅職員対象)やリーダーシップカアップ・マネジメントカアップ(班長格以上対象)を図り、組織力を高めます。

福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(初任者)	5月・9月(予定)
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(中堅職員研修)	6月・10月(予定)
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(チームリーダー)	6～7月・12月(予定)

※開催日程については、平成29年度を参考

そして、社会人として必要なマナーに加え、福祉サービスを提供する者としてのマナーを習得し、地域に貢献する法人づくりを目指すため、大阪府社会福祉協議会が主催しているサービスマナーセミナーを受講します。

新入職員のためのサービスマナーセミナー(入門)	4月(予定)
サービスマナーセミナー(初級クラス)	6月(予定)
サービスマナーセミナー(中級リーダー)	6月(予定)

※開催日程については、平成29年度を参考

(自己研修制度)

平成24年度に法人内の新制度として創設された「社会福祉法人こころの窓 自己研修給付制度」を継続します。この制度は知的障がい児者ほか障がいのある方々やその関係者の支援・援助にあたる福祉専門職等の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひいては法人全体のレベル向上に繋げることを目的としています。毎年度、法人が制度目的に適うとみなし指定した通信教育講座等について給付枠を設け、受

講希望者の中から給付対象者を選別し、その受講料及びテキスト代を全額給付するものです。平成 30 年度はより実務に即した知識・技術を学ぶことを目的とした以下の通信教育等を給付対象として予定しています。

実施団体(事業)	講座名等	受講資格(給付対象枠)	受講人数
財団法人 日本知的障害者 福祉協会	知的障害援助専門員 養成通信教育	当法人で対人援助職としての勤務が2年以上の者	2名
	知的障害を理解するための基礎講座	すべての職種の者	2名
社会福祉法人 コスモス	ガイドヘルパー養成 講座(知的)	すべての職種の者	2名
社会福祉法人 手をつなぐ育成会	知的障害者(児)が ガイドヘルパー養成研修	すべての職種の者	2名

※社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の3福祉士は、当法人としては当該職種の福祉専門職として必携であるとの位置づけなので、各福祉士の養成講座などについてはあえてこの自己啓発を支援する給付制度の対象から除外しています。

平成30年度（2018年度） 事業計画

● 居宅系サービス

共同生活援助事業（訓練等給付事業）

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

共同生活事業所

ヴィラージュあゆみ

ヴィラージュあまね

1. ホーム利用者が50名を超える

平成30年5月に「すごうホーム」が5名定員でオープンし、ホーム利用者定員は、54名となります。平成26年度に策定した、「グループホーム事業7か年計画」による、ホーム利用者数60名の目標が、いよいよ現実味を帯びてきました。

利用者・ご家族のグループホーム待望のニーズには、スピード感をもって応えつつも、適正な資金計画を睨みながら、そして何よりも、利用者自身のライフスタイルが最大限尊重される生活を保障し得ることを主眼に、整備を進めてまいります。

2. ホーム事業の動きと今後について

平成30年度の障害福祉サービスの報酬単価改正において、単価の引き下げが確定しました。新規ホームオープンにより、法人が受ける報酬全体額ではアップが見込めますが、ホームへの初期投資、新規利用者のホーム定着にはある程度時間を要することから、従前ホームによるサービス報酬の確実な獲得、また、新年度「青い鳥土曜完全開所」を好機として、ホーム利用日数の底上げの推進を図り、収入面よりのカバーを目指します。

3. ホーム利用者に対する支援方針

引き続き、各ホームの特色とニーズにきめ細かく対応できる質の高いサービス提供体制を構築します。

ホーム用に住居を用意できたとしても、共同生活においては利用者間の人間関係が最も重要な要素の一つなので、入居者の選抜に当たっては拙速とならないよう希望者個々の性格や諸般の事情を考慮し、本人にとっても、また一緒に共同生活を送る他の利用者にとっても安全で快適な運営がなされるよう配慮します。

①支援の個別性について

ホームは生活の場であり、日中活動の場以上に利用者本位のサービスが展開される必要があります。利用者は障がいがあるために地域生活を送る手段として共同生活事業を利用しているが、本来の目的は、集団生活を送ることにあるのではなく、あくまで地域生活を行うことにある。共同生活のルールに利用者をはめることから始まる支援は本末転倒であることを、事業所として世話人・担当支援員だけでなく全職員に再度周知する必要があると認識しています。

ホーム事業は、ノーマライゼーションの思想の中核をなす「一個人として住み慣れた地域で当たり前暮らし、個々人のライフスタイルが最大限尊重される生活」の実現を支援の目標に置きます。

サービス管理責任者並びに担当生活支援員は、6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人、利用者家族の同意を得ます。また、支援期間のモニタリングについては、支援期間内に1回、「モニタリング表」を作成して、本人、利用者家族からフィードバックを得ることにより、本人、利用者家族のニーズが、より次期個別支援計画に反映されるようにしています。

実施に当たっては生活支援員、世話員だけでなく、相談支援事業所を始め、利用者に関

わる関係諸機関との連携を重視し、ネットワークからなるチームアプローチを意識した支援を目指します。

また、上記の報告とは別に、支援計画の進捗状況を把握するため、2ヶ月をタームとし各利用者への支援について振り返りを行い、支援全体がルーチンワークとなっていないか、計画に基づいた目標を持った支援が展開できているか、支援者自身が自己検証をすることでサービスの質を向上に努めます。

②健康管理について

・ 栄養管理・衛生管理

衛生面は食事提供に携わる世話人、または支援員全員が1ヶ月1度の検便を行い、食中毒に備えています。また、アルコールを各ホームに備え付けており、感染症予防の一手段としています。感染症予防マニュアルについては、最近の知見を踏まえたうえで編集し、ホームスタッフの手引きに収載しています。

栄養管理については、現在、全ホームとも夕食食材宅配サービス「ヨシケイ」を採用し、栄養バランスが考慮された食生活を享受してもらう一方、日中利用者の昼食メニューとの「献立の重なり」を避けるため、日中事業所の管理栄養士による献立の再チェックを実施しています。毎日のバイタルチェックから健康とのバランスを常に検証し、利用者個々の栄養管理に役立てています。

・ 健康診断

青い鳥を利用しているホーム利用者については、青い鳥で健康診断を年1回受けています。それ以外の利用者で勤務先などの定期検診を受診していない方については、青い鳥の健康診断を受けてもらうようにしています。

・ 口腔ケア

ホームの青い鳥利用者は1～2ヶ月に1度、希望者に歯科検診の機会を提供しているが、そうでないホーム利用者については半年毎を目安に歯科受診し、歯科検診、歯石除去を行うよう促していきます。

・ 耳鼻咽喉に関するケア

耳の状態などは支援員や世話人が把握しにくいところであるので、希望者に対し、半年に一度程度、耳鼻咽喉科への定期診断に付き添います。これまでの受診の結果から考えると、本人の自覚はないが、外耳炎や中耳炎にかかっていることも多々あると考えられます。

・ 爪、皮膚に関するケア

巻き爪、白癬菌、乾燥肌、湿疹と爪や皮膚に関連した問題を抱えている利用者は多く、しかも、身の自立度の高い利用者ほど見過ごされがちです。定期的に通院している利用者のサポートはもとより、そのような状態になったときにも早期に発見、治療できるよう、きめ細かい支援の組み立てを行います。

・ 服薬管理

服薬管理は必要に応じて行います。

自己管理を希望する方であっても、飲み忘れは散見されており、声かけ、見守りをし

っかり行っていきます。

4. 行事・余暇活動について

ホーム毎に、誕生日会等を、ホームの人員規模に応じた内容で開催しています。

夏季イベントとして、「食事会」「カラオケ大会」等を開催しています。

帰省先のない独居者を中心として、元日にホーム合同で「初詣」「新年会」を開催しています。

その他、休日・祝日の際、移動支援サービスが使えない場合等適宜、合同で「ドライブ」へ出掛ける等を行っています。

単独運営ではむずかしいイベントについては、複数のホームスタッフを動員する等、柔軟に取り組んでホーム生活の活性化につなげます。

5. 防火管理（防災訓練）について

「青い鳥ホーム」「ホームおおみの65」「もずホーム」など常時介護の必要とするホームについては、全室スプリンクラーが設置・整備されています。また、「青い鳥ホーム」「ホームおおみの65」「もずホーム」は消防法により、「自動火災報知設備」が整備されています。「すごうホーム」についても、平成30年5月オープン当初より整備予定です。

必要なそれ以外のホームについても、順次整備を進めていくとともに、丁寧な防災訓練を頻回に実施する等、安全確保のための施策を、積極的に講じます。

火災や大地震、さらには新型インフルエンザ・ノロウィルスの大流行など、明日にでも起こりうる厳しい事態に備え、対応マニュアルの整備や防災設備の点検、避難訓練実施などを行います。各ホームに生活支援員を配置することで様々な取り組みが期待でき、災害弱者とも呼ばれるホーム利用者がより安全な暮らしを実現に努めます。

【表1】ヴィラージュあゆみ・あまね 防災訓練

	ホーム名	防火管理者	訓練実施月
ヴィラージュ あゆみ	あゆみホーム	選任義務なし	※ ¹ 【表2】参照
	桃山台ホーム	選任予定	※ ¹ 【表2】参照
	大美野ホーム		
	高松ホーム		
すごうホーム			
ヴィラージュ あまね	青い鳥ホーム1	選任済	※ ² 3月・9月
	青い鳥ホーム2		
	ホームおおみの65		
	もずホーム		

※²消防署立会いによる通報訓練・利用者の避難訓練（年2回）を実施しています。

※¹【表2】防災訓練内容

実施予定	内 容
平成30年4月	防災訓練（戸締り・火の用心）
平成30年5月	防災訓練（消防器具・避難経路確認）
平成30年6月	SST（通報訓練）
平成30年7月	防災訓練（地震）
平成30年8月	SST（不審者来訪に備えて）
平成30年9月	自主避難訓練（火災）
平成30年10月	防災訓練（戸締り・火の用心）
平成30年11月	防災訓練（消防器具・避難経路確認）
平成30年12月	SST（通報訓練）
平成31年1月	防災訓練（地震）
平成31年2月	SST（不審者来訪に備えて）
平成31年3月	自主避難訓練（火災）

6. 職員研修について

青い鳥に準じます。

平成30年度（2018年度） 事業計画

● 障害児通所支援事業【児童福祉法】

放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）

児童発達支援事業（障害児通所給付事業）

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい児通所施設

青い鳥初芝教室

1. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業について

定員は前年度同様 10 名とし、1 日 2 クラス～3 クラス（1 クラスの定員は 3 名～6 名）の構成でサービスの提供を行います。利用者一人の月の利用回数は、前年度と同様に 3 回程度とします。

就学前の利用者に関し、つぼみ園に通う児童の利用が増加しています。そのため、現在ある、第 1・3 土曜日のクラスと第 2・4 土曜日のクラスに加えて、第 2・4 土曜日にもう一クラスを作り行います。地域の幼稚園・保育所に通っている児童に関しては今まで通り木曜日クラスで行います。

平成 30 年度から小学生になる児童が多いため、第 1・3 水曜日と第 2・4 土曜日にクラスを作ります。

平成 29 年度の中高校生クラスは火曜日・水曜日・金曜日・土曜日は月 2 回で行い、木曜日の高校生クラスは月 3 回で行っていましたが、学校行事・テスト・クラブ等で平均して月 2 回の利用児童が多かったため、木曜日の高校生クラスも月 2 回（第 1・3）で行い、第 2・4 木曜日には 4 月から中学生になる児童のクラスを作ります。また、現在第 1・3 土曜日は社会人クラスを作っていましたが、29 年度で社会人クラスを終了することに伴い、現在の第 2・4 土曜日の中高生クラスを第 1・3 土曜日に移動させて行います。

30 年度より、木曜日の就学前のクラスを除き、全員が第 1・3 曜日クラスと第 2・4 曜日クラスの月 2 回の利用になります。但し、回数を増やしてほしいという希望に対しては、空いているクラスに入ってもらうことで、月 3 回～4 回の利用も可能となります。夏休みに関しては、クラス数を増やすことも予定しています。

30 年度 4 月からの利用登録児童数とその構成は、就学前児童 17 名、小学生 27 名、中・高生 36 名の合計 80 名となっています。

2. グループ療育について

発達に遅れのある子どもたちが療育を通して「ことば」を獲得し、身辺自立や社会性が育つように療育を行い援助します。

・就学前

幼稚園や保育園での集団生活を行いやすくするために、母子分離から始め、挨拶を始めとする言葉の習得や生活訓練を通して身辺自立の習得、集団の中で指示を聞いて行えることを目的とします。

・小学生～

学校生活の中で、自分の意見や気持ちを言葉にし、友達とコミュニケーション

が図れることを目的とします。

・ **高校生・社会人**

体力作り、ソーシャルスキルやクラス別での課外活動を行い、社会自立をすることを目的とします。

3. 個別学習について

また、就学前の児童に関して、言葉を発す・覚えることを目的としたり、座って課題に取り組むことを目的としたり、平仮名や数字を覚えることを目的として希望が増えています。小学生に関しては、学校生活に慣れたときに学習を希望されること、中学生以上に関しては受験を考えた勉強の取り組みや、言葉のやりとり、生活面に必要な時計やお金の学習を目的とした、個別課題のニーズが高まっています。

前年度と同様にグループ療育の前後の時間に、個別学習を行っていきます。個別学習では、個々の児童の障がいの程度や能力に応じた課題を設定し、少しでもできることを伸ばしていくことを目標に取り組んでいきます。

また、就学前の児童に関して、言葉を発す・覚えることを目的としたり、座って課題に取り組むことを目的としたり、平仮名や数字を覚えることを目的として希望が増えています。小学生に関しては、学校生活に慣れたときに学習を希望されること、中学生以上に関しては受験を考えた勉強の取り組みや、言葉のやりとり、生活面に必要な時計やお金の学習を目的とした、個別課題のニーズが高まっています。

4. 集団療育について

- ・ より良く社会に受け入れられいきいきと生活できるよう、社会性の育成をはかるため、集団のもつエネルギーを活用し最後まで課題をやり遂げることを目指します。
- ・ 地域の中で豊かに自由に生きていけるように、駄目なことは「ダメ」、するべきことは「する」として取り組み、社会性を育みます。
- ・ 30年度の集団療育は小学生以下のクラスは年5回、中学生以上のクラスは年12回行う予定です。
- ・ 平成30年度より、体育館を優先的に取れる回数が5回となり、第一体育館（広い）を4月、7月、9月、12月、2月に取ることができました。中学生以上のクラスに関しては、一般抽選で第三体育館を取り、年間12回行えるようにします。一般抽選で第一体育館が取れた場合は小学生以下のクラスも回数を増やし行う予定です。
- ・ 前年度は小学生以下のクラスでの参加利用人数が少なかったのですが、30年度に向け、集団療育への参加を促したことにより、就学前・小学校低学年の児童の多くが興味を示し、参加希望が増えました。29年度で療育を卒業する児童には引き続き、集団療育への参加を促しています。また、集団療育の利用年齢は前年度同様40歳未満とすることにし、該当の利用者に関しては年度の初めに書面で知ら

せ、他の余暇活動を考えてもらうように伝えますが、平成 30 年度は該当する年齢の利用者はいません。

5. 療育児童の通園、在校する学校との交流及び放課後等デイサービス事業所との連携について

児童の保護者からの要望に応じて、学校訪問を行い、療育生の学校での様子を見学させてもらいます。事業所間の連携については、堺障害児放課後連絡会主催の交流会に参加し、連携を深めていきます。

また、相談支援事業所を利用している児童に関しては、サービス担当者会議に参加し、児童の関わるすべての事業所で連携を取れるようにしていきます。

6. 研修について

専門的な知識を高めより良い質の支援を行うためにも研修には積極的に参加し、支援の場に活かせるように学ぶことを目的とします。堺市の主催する研修や堺放課後連絡会の主催する研修会にも積極的に参加することでよりよい支援を実現できるようにしていきます。

平成30年度（2018年度） 事業計画

● 相談支援事業

特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）

障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

相談支援事業所 青い鳥

●概況

平成24年度から始まった相談支援体制の再編・拡充（いわゆる障がい者版ケアマネ制度必須化）に合わせスタートした当相談支援事業。方針や運営面で紆余曲折がありましたが、何とか7年目を迎えようとしています。堺市における計画作成達成率（H29.9月末現在）は、未だやっと5割を超えたところの低迷ぶりの中、当事業所が実践した相談難民救済的観点からの同法人内特化取組みは、平成30年度にほぼ全員計画化（一部選択制プラン）の目途がつく予定になって推移しているところです。一方、懸案の収支改善については、平成30年度の報酬改定においても人件費に見合う基本報酬の適正引上げには程遠く、慢性赤字事業の汚名返上を見通せない状況が続くこととなっています。

さて上記内外取り巻く背景下で、平成30年度、折しも福祉業界全体での人材難の直面は当法人においても例外でなく、限られた人的資源の再配分が喫緊の課題として、当相談支援も要員配置や業務内容に聖域を設けず、事業の再構築を探る契機の年と位置づけています。

●事業運営

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援も大きく制度改変がなされる予定で、具体的には①Eレック頻度の細分化（加算↗）②相談支援専門員の担当件数制限（報酬↘）③高い質と専門性を評価するメリハリ加算（基本報酬↘±0）など、支援の質とそれに伴う業務負担を評価する仕組みになる訳ですが、当事業所における収入単価ベースにおいては、結果的には現行とトトの見通しになっております。このように収入面での抜本的改善が見込めない中、この際、平成30年度は専門性と効率性のみを重視した事業の再構築の確立に注力していくこととしました。これまで増やしてきた身内ケアとしての責務維持日常的な相談支援機能に加え、最早国策となりつつある「地域生活支援拠点等」への[相談機能の強化]参入非常時に対応できるバックアップ機能が新たな相談支援の重点施策になることを目論んでいきます。また、既に地域貢献の一助として、社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に参画しており、平成29年度は地域の総合生活相談を担う「コミュニティワーカー」（総合生活相談員CSW）養成、配置を可能にならしめたので、今後、生活困窮レスポンス事業への展開に期すところです。

※ 「地域生活支援拠点等」

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもので、5つの機能が用意されている。

- ① 相談機能の強化 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

※ [相談支援の強化]

相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談。特に連携する短期入所への緊急時の受入れ対応

●利用者に対する支援方針

利用者の尊厳を守り、人としての権利を擁護して、ハゲ からくる生きにくさ、暮らしづらさの緩和、解消や様々な課題解決に向けて、本人の意思決定支援へのお役立ちに徹します。具体的には、利用者の強みや長所（ストリツグス）とその能力（エツパワリツト）に着目した本人中心支援計画を策定、利用者の立場に立って、親切丁寧な説明と理解を得る事を旨として安心と信頼の創出から、一方的な援助関係でなく協働関係パートナーを目指します。

平成30年度（2018年度） 事業計画

● 短期入所事業

短期入所事業（介護給付事業）

日中一時支援事業

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

短期入所事業所

ショートステイあかね

●短期入所（ショートステイ）事業について

[概況]

「ショートステイ あかね」が生まれてから早4年が経ちました。この間、特に大きなトラブルや事故に見舞われることなく、またスタッフの定着が極めて高く推移して現在に至っていること等、安定した事業運営の土壌が根付いていると自負しているところであります。この調子で平成30年度に向けても、これまでの試行錯誤によって積み上げた実績ノウハウを継承、持続していくことをベースとし、さらに新たな利用者納得視点の開拓（利用者本位）と事業性意識の高揚（稼働率の充実）を目指していく所存であります。

内外の情勢としては、国が定める施策「地域生活支援拠点等」における1つ[緊急時の受入れ・対応]の整備として、平成29年度より堺市が鳴り物入りで始めた緊急時対応事業（当法人も加盟、緊急コールセンター+駆付け移送+ショートステイ受入の三点機能）であります。限定登録制というエビデンスになってないことが問題で、実績が低調なまま次年度も引き継がれる予定です。このように緊急時の救済拠点整備が行政上、焦眉の急となっている一方、折しも福祉人材難の逆風で、ショート事業の撤退や本体回帰に伴う併設ショート縮小を余儀なくされる法人が堺市は相次いでいる中、あかねとしましては同制度如何にかかわらず、緊急時の受け皿機能発揮を積極的に継続してまいります（後述）。また、平成30年度は報酬改定の年となりますが、短期入所に関しては、「地域生活支援拠点等」構想におけるショートステイ事業所の拡充・促進の観点から、ほぼ現行維持の予定であります。そこで、安定した充実稼働の見通しの中で、① より重度、より困難ケース、に対応しうる体制を作る、② その体制づくりのため職員の専門性を養成する、③ 24時間年中無休でのネットワークを構築する、といった3つの視点を目標に、結果、地域の暮らしを支える拠点機能に合致している。を目指していきます。

[運営面]

さて、平成30年度も前年度の3年経過した運営改革（運営課題総点検、業務見直し）での改善事項を基本踏襲していきます。具体的には、1つに書類（記録）の整備であります。ショートステイの特徴として制度上、サービス管理責任者や個別支援計画といったケアの追跡システムがなく、取組みが希薄になる傾向が否めません。当然、支援が一時的、緊急性、ケア保護見地等による非訓練的要素から免責されているものですが、固定利用者、継続利用者に関しては支援の継続性が見られるので、各々「個別支援方針書」と「サリット」を書式化、運用しています。「個別支援方針」は、グループホームや日中活動サービスの個別支援計画に近い形で担当が個別支援目標を策定し、その目標に向けて支援を組み立てるものであります。「サリット」は、簡易的な情報共有シートで、各職員が支援を標準化、統一化するための引継ぎ書として役立てます。2つに会議の充実であります。ショートステイでは変形労働勤務の宿命から職員一同を会することが難しい中、これまでの2か月に1回から前年度より毎月開催に縮め、そこで支援関係書類作成へのケース検討を加え、意思統一と支援技術の強化を計る事としています。最後に職員教育の強化であります。昨今の福祉人材難から職員の養成、スキルアップは目下喫緊の課題となっており、日々流され、追われて終わるだけのケア業務ではなく、自己啓発への督励や社内外研修への参加、そして定例会議での課題発表など励行し、先駆的な本体通所施設とのタイアップも図っているところです。

[基本方針]

地域に開かれた社会資源として、あかねが標榜しているショートステイ3つの機能、1. 自立体験（親元を離れ外泊する）、2. リハビリ（保護者の休養、息抜き）、3. セーフネット（緊急保護、保護者入院、虐待等）を運営の柱に据える事、特に社会的使命として3. の緊急対応の受け皿機能を重視・優先する事、は従前どおりであり、緊急床を1床備えることとします。また堺市の緊急対応事業や虐待チームといった保護ネットワークとの連携を深め、他のショートステイ事業所や各相談支援機関との協力関係構築に努め、地域生活の一翼を担うだけでなく、かゆい所に手が届くといった駆け込み寺的役割にも率先して応じ、安心して安全、信頼されるシカケとしての位置づけを確固たるものとしていく、といった開所からの基本方針を堅持、継続実践していきます。

●利用者に対する支援方針

・食事の提供

利用者の食事については、栄養士の管理の下に必要な栄養基準量を確保し提供します。食中毒対策、衛生管理も栄養士の指揮の下、万全を期し、調理はショートステイ棟内厨房にて、調理士による自前提供とします。食事は利用者にとって最も楽しみな時間の一つであることを職員皆が認識し、四季の彩りを添えることや、節分、ひな祭り、クリスマスなど折々のイベントを演出することにも力を注いでいきたい。また、必要な利用者には食事介助を実施します。

・入浴

入浴の実施回数は当然毎日であり、感染症対策、プライバシーの保護、そして入浴そのものに対する満足度の観点からシャワー付個室を導入する一方、利用者の好みやニーズ又は重介護対応により大型浴槽、特浴（機械浴槽）も用意することとし、必要な援助（身体介護、声掛け、見守り）を実施します。

・居住環境

利用者の居室については鍵付きの個室とし、プライベート空間を保証します。その他リビングや多目的室を設け、動線はすべてバリアフリー、洗面台は2居室に1台完備、トイレも車椅子対応を2か所準備して臨みます。

・送迎

送迎の必要な利用者には、可能な限り配車を実施し、ショートステイ利用への利便をはかります。

・保健衛生

保健衛生については嘱託医及び隣接の法人本部施設に常駐する看護師の指示を受け、万全を期します。看護師は定期的な講習会に参加し、情報収集並びに他職員の啓発、実践の徹底を行います。シーツ等のリネン類は毎日交換し、連泊する利用者に対しては適切に衣類等を洗濯するなど、常に清潔な状態を保ちます。また、事業存続のリスクといっても過言でない感染症対策については、徹底した消毒処置と利用者の罹患情報の告知及び最新情報の収集・共有・提供を行って、予防、拡大防止に努めます。

・余暇活動

滞在時間、利用者それぞれが過ごせる余暇支援も大切にします。個人、集団、どちらでも本

人の選択によって有意義に過ごせる環境を整える視点を持ち、具体的にはカラオケ、ゲーム、DVD鑑賞（映画、アニメ、コンサート等）、パズル、音の鳴る絵本等を用意したり、塗り絵、色紙、ビーズといった創作活動を提供したりして、満足度を高めます。また、日中を過ごされる利用者には散歩、ドライブといった外出活動、季節のイベント等々、本人のIPパワメントに資するような支援プログラムの展開を期していきます。

- 防災活動

同敷地内の中核通所施設「青い鳥」と合同で、定期的な避難訓練を実施します。また、職員には年一回、防災教育を実施し意識高揚に努めます。

- 虐待防止

利用者の人権の擁護、尊厳保持、虐待防止等のため、次の措置に努めます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制（窓口）の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- 職員研修

職員の育成は法人にとって最も重要な事業の一つと位置付け、権利擁護、尊厳保持、障がい全般の知識、支援技術等にかかる研修について、外部研修、内部研修とも積極的に参加、開催していきます。